

住宅用太陽光発電システム 補助制度のお知らせ



生活環境安全課
☎64-7708

玉村町では、クリーンエネルギー普及促進の一環として、住宅用太陽光発電システム設置者に対し補助金の交付を行っています。

〔補助金額〕

1キロワット当たり1万5千円とし、これに発電システムの発電出力（単位はキロワットとし、小数第2位以下を切り捨てる。ただし、発電出力が3キロワットを超える発電システムにあつては3キロワットとする）を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額。
○限度額 4万5千円

〔補助金の交付要件〕

○町内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、または町内に自ら居住するため発電システム付き新築住宅を購入していること。

○補助金を受けようとする人とその人の属する世帯員全員が町税を完納しているこ

と。

○過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

○発電システム設置後（系統連系後）90日以内に交付申請書を提出すること。

〔申請方法および申請先〕

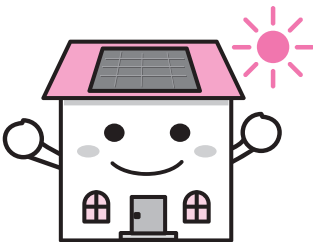
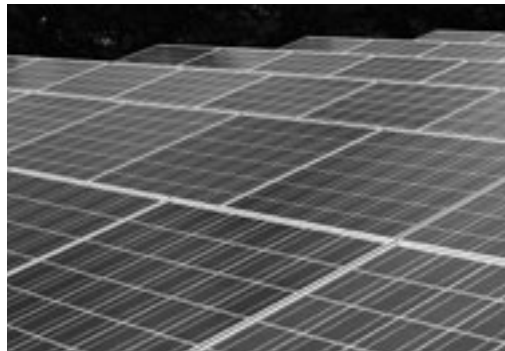
発電システムの設置を完了し、または発電システム付き住宅を購入したときは、住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付申請書を提出してください。（その他、添付していただく書類があります）

※なお、補助金には限りがありますので、あらかじめ生活環境安全課まで事前にご確認ください。

〔補助金の交付方法〕

前記により申請がされたら、交付要件を審査させていただき、指定された金融機関口座へ振り込みます。（原則、口

座振込となります。振込先口座は申請者本人名義の口座に限りまますので、ご了承ください（い）



太陽光発電システム設置整備事業費補助金の申請から交付まで

太陽光発電システムを設置

90日以内

「住宅用太陽光発電システム設置整備事業費交付申請書」を提出してください。※添付書類があります。

審査合格後

「住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付決定通知書」と「住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付請求書」が届きます。

「住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付請求書」を提出してください。

指定された金融機関へ補助金を振り込みます。

添付書類

- ①設置した発電システムの概要報告書（☆）
- ②発電システムの設置に要した費用に係る領収書および内訳書の写し
- ③電力会社との電力供給契約申込書（受付印が押印されたもの）の写し
- ④竣工検査の試験記録の写し
- ⑤町税等調査閲覧同意書（☆）
- ⑥発電システムの設置状況を示す写真
- ⑦発電システムの設置場所がわかる案内図
- ⑧電力会社から発行される発電出力が記載された検針票（購入電力量のお知らせ）の写し

（☆印のある書類は指定様式があります）